伊勢原市商業のまちづくり協議会交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民、商業者、行政等の協働により伊勢原市内の商店街の活性化を推進し、にぎわい、活気あふれる伊勢原らしさのあるまちづくりを進めるための活動を行う商業のまちづくり協議会に対し、予算の範囲内において伊勢原市商業のまちづくり協議会交付金(以下「交付金」という。)を交付することについて、伊勢原市補助金等の交付規則(昭和55年伊勢原市規則第19号。以下「規則」という。)に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象)

- 第2条 交付金の交付の対象とする団体は、伊勢原市商工会内に事務局を置く商業のまちづくり協議会とし、交付の対象とする事業は、次に掲げるものとする。
 - (1) 伊勢原市商業振興事業プランに基づき伊勢原駅周辺商店街の活性化を推進すること。
 - (2) その他伊勢原市内の商店街の活性化及び商業を通じた地域の振興に関すること。
- 2 交付金の交付の対象とする経費は、前項に掲げる事業活動に要する経費のうち次に掲げるものとする。
 - (1) 協議会開催の通知等に要する通信費
 - (2) 会議資料及び活動報告書の作成等に要する印刷代及び消耗品費
 - (3) 会場使用料等協議会開催に要する会議費
 - (4) 事業活動に必要な備品購入費
 - (5) 事業活動に資する専門家の指導、支援等を受けるための経費
 - (6) その他市長が認める経費

(交付金の額)

- 第3条 交付金の額は、当該年度の市の予算の範囲内で決定された額を限度とする。 (交付の要望)
- 第4条 交付金の交付を要望しようとする者は、伊勢原市商業のまちづくり協議会交付金交付要望書(第1号様式)を、交付金の交付を受けようとする年度の前年度の10月末日までに市長に提出しなければならない。ただし、市長が不要と認めるときは、この限りでない。

(内定通知)

- 第5条 市長は、前条の規定による交付金の交付の要望があったときは、協議会の 活動内容等を審査し、必要に応じて実態調査を行うものとする。
- 2 市長は、前項の規定による審査の結果、交付金を交付すべきものと認めるときは、交付金の予算措置を行い、当該予算の議決後その旨を伊勢原市商業のまちづくり協議会交付金内定通知書(第2号様式)により通知するものとする。

(交付の申請)

第6条 交付金の交付を申請しようとする者は、伊勢原市商業のまちづくり協議会 交付金交付(変更交付)申請書(第3号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に 提出しなければならない。

- (1) 事務事業計画書
- (2) 収支予算書

(交付の決定)

第7条 市長は、前条の申請があり、審査等の結果交付金を交付すべきものと決定 したときは、伊勢原市商業のまちづくり協議会交付金交付決定通知書(第4号様 式)により通知するものとする。

(変更交付の申請)

第8条 前条の通知を受けた者が、補助金の交付申請額を変更しようとする場合は、 伊勢原市商業のまちづくり協議会交付金交付(変更交付)申請書に次に掲げる書類 を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 変更事務事業計画書
- (2) 変更収支予算書

(変更交付の決定)

第9条 市長は、前条の申請があり、審査等の結果交付する金額を変更すべきものと決定したときは、伊勢原市商業のまちづくり協議会交付金変更交付決定通知書 (第5号様式)により通知するものとする。

(変更の承認)

第10条 規則第6条の規定により補助金の交付決定を受けた事業(以下「交付決定事業」という。)の内容若しくは経費の配分の変更(次条に定める軽微な変更を除く。)又は中止若しくは廃止をしようとする場合は、伊勢原市商業のまちづくり協議会交付金交付決定事業変更(中止・廃止)承認申請書(第6号様式)に変更の理由又は中止若しくは廃止の理由等を記載し、関係資料を添付して市長に提出しなければならない。

2 市長は、伊勢原市商業のまちづくり協議会交付金交付決定事業変更(中止・廃止)承認申請書が提出され、審査等の結果変更又は中止若しくは廃止すべきものと決定したときは、伊勢原市商業のまちづくり協議会交付金変更(中止・廃止)承認決定通知書(第7号様式)により通知するものとする。

(軽微な変更)

第11条 規則第7条第1項第1号の軽微な変更は、交付決定の基礎となった経費の10パーセント以下の額のものとする。

(申請の取下げのできる期間)

第12条 規則第9条第1項の規定により申請の取下げのできる期間は、交付決定 の通知を受けた日から10日を経過した日までとする。

(交付金の交付)

第13条 交付金は、交付の対象とする事業等が完了した後において交付するものとする。ただし、市長が必要と認めるときは、当該事業等の完了前に交付金の全部又は一部を交付することができる。

2 前項の規定により交付金の交付を受けようとするときは、伊勢原市商業のまちづくり協議会交付金交付請求書(第8号様式)に伊勢原市商業のまちづくり協議会交付金交付決定通知書又は伊勢原市商業のまちづくり協議会交付金変更交付決定通

知書の写しを添えて市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第14条 規則第14条の規定による実績報告は、伊勢原市商業のまちづくり協議会交付金実績報告書(第9号様式)により、当該事業等の完了の日から30日を経過した日又は当該年度の翌年度の4月20日のいずれか早い日までに行わなければならない。

(交付金額の確定)

第15条 市長は、伊勢原市商業のまちづくり協議会交付金実績報告書が提出され、 規則第15条の規定に基づいて交付金の確定を行った結果、第7条の交付決定の 額(第9条の変更交付決定を行った場合は、その額)と確定額が相違する場合は、 伊勢原市商業のまちづくり協議会交付金確定通知書(第10号様式)により通知す るものとする。

2 前項の場合において、既に確定額を超える交付金が交付されているときは、当該交付金の交付を受けた者は、確定額を超える部分の交付金を返還しなければならない。

(財産処分の制限)

第16条 規則第20条ただし書の規定により市長が定める期間は6年とし、同条 第3号の規定により市長が定める財産の種類は備品とする。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この告示は、公表の日から施行する。

附 則(令和2年2月20日告示第8号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則(令和3年7月15日告示第193号)

この告示は、公表の日から施行する。

第1号様式(第4条関係)

年度伊勢原市商業のまちづくり協議会交付金交付要望書

年 月 日

伊勢原市長 殿

住所又は

所在地

要望者名称及び 代表者氏名

電話番号

年度において、伊勢原市商業のまちづくり協議会交付金の交付を要望します。

交付要望額

千円

(注) 予算案及び事業計画案を添付してください。

第2号様式(第5条関係)

年度伊勢原市商業のまちづくり協議会交付金内定通知書

年 月 日

様

伊勢原市長

印

)

年 月 日付けで要望のありました伊勢原市商業のまちづくり協議会交付金については、次のとおり交付する予定ですので、伊勢原市商業のまちづくり協議会交付金交付(変更交付)申請書を提出されるよう通知します。

交付予定額

千円

第3号様式(第6条、第8条関係)

年度伊勢原市商業のまちづくり協議会交付金交付(変更交付)申請書

年 月 日

伊勢原市長 殿

住所又は 所在地

申請者名称及び 代表者氏名

電話番号

年度伊勢原市商業のまちづくり協議会交付金の交付(変更交付)を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

交付申請額

千円

(注) 事務事業計画書及び収支予算書を添付してください。

伊勢原市指令()第号

年度伊勢原市商業のまちづくり協議会交付金交付決定通知書

住所又は 所在地

要望者名称及び 代表者氏名

年 月 日付けで申請のありました伊勢原市商業のまちづくり協議会交付金については、伊勢原市補助金等の交付規則第6条の規定に基づいて、次のとおり決定しましたので通知します。

年 月 日

伊勢原市長

印

)

1 交付金交付決定額

千円

2 交付条件

伊勢原市指令()第号

年度伊勢原市商業のまちづくり協議会交付金変更交付決定通知書

住所又は

所在地

要望者名称及び

代表者氏名

年 月 日付けで提出されました変更交付申請書の内容を審査しました 結果、次のとおり変更交付決定しましたので通知します。

年 月 日

伊勢原市長

印

)

2 変更交付決定額(変更前の交付決定額

千円

千円)

2 交付条件

第6号様式(第10条関係)

年度伊勢原市商業のまちづくり協議会交付金交付決定事業 変更(中止・廃止)承認申請書

年 月 日

伊勢原市長 殿

住所又は 所在地

申請者名称及び 代表者氏名

電話番号

次のとおり伊勢原市商業のまちづくり協議会交付金交付決定事業の変更(中止・廃 止)について承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

1 変更(中止・廃止)の内容 (変更(中止・廃止)前)

(変更(中止・廃止)後)

2 変更(中止・廃止)の理由

年度伊勢原市商業のまちづくり協議会交付金 変更(中止・廃止)承認決定通知書

> 住所又は 所在地

申請者名称及び 代表者氏名

年 月 日付けで提出されました変更(中止・廃止)承認申請書の内容 を審査しました結果、次のとおり承認しましたので通知します。

年 月 日

伊勢原市長

印

)

変更(中止・廃止)の内容

第8号様式(第13条関係)

年度伊勢原市商業のまちづくり協議会交付金交付請求書

		年	月	日
伊勢原市長 殿				
	住所又は 所在地			
	請求者名称及び 代表者氏名			
	電話番号			
交付決定のありました伊勢原市帝 で、関係書類を添えて請求します。	i業のまちづくり協議会交付金	の交付	を受け	たいの
2 交付決定通知額	千円			
2 既交付額	千円			
3 今回交付請求額	千円			
1 未交付額	千円			
*	議会交付金交付決定通知書の 議会交付金変更交付決定通知 けてください。		l	

第9号様式(第14条関係)

年度伊勢原市商業のまちづくり協議会交付金実績報告書

年 月 日

伊勢原市長 殿

住所又は 所在地

請求者名称及び 代表者氏名

電話番号

年度伊勢原市商業のまちづくり協議会交付金に係る実績を次のとおり報告します。

交付決定額 千円

実績額 千円

不 用 額 千円

(注) 事務事業成果報告書及び収支決算書(見込み)を添付してください。

伊勢原市指令()第号

年度伊勢原市商業のまちづくり協議会交付金確定通知書

住所又は 所在地

申請者名称及び 代表者氏名

年 月 日付けで提出されました実績報告書を審査しました結果、次のとおり確定しましたので通知します。

年 月 日

伊勢原市長

印

)

1 交付金交付(変更交付)決定額

千円

2 交付金確定額

千円